

2011/11/12 (土) ~ 13 (日)

生保裁判連・沖縄総会・交流会を開催！

2009年の政権交代以降、いったんは保護抑制路線が転換されたかと思えた時期もありました。しかし、リーマンショック以降増え続ける生活保護利用者が200万人を超え、さらに未曾有の大規模災害が東日本を襲い多くの人々が生活を根底から破壊される中、保護基準切り下げをも視野に入れた検討会が設置され、密室で進められている国と地方との協議でも、期限付き保護や医療扶助の一部自己負担の導入が検討されるなど、生活保護制度の「改正」をめぐり、極めて警戒すべき動きが相次いでいます。また、生活保護の運用面でも、保護開始前を含む稼働年齢層への「就労指導」または「助言指導」も、各地で幅を利かせています。

この間の全国の生活保護に関する裁判では、岡山での敷金支給事件の勝利、北九州市相手の自殺・国家賠償事件の勝利などの貴重な前進がある一方、別府市相手のDV被害者国家賠償事件において違法性が否定され、大分市相手の事件では外国人の生活保護受給権を否定し門前払いする判決が出されるなど、せめぎ合いの状況が続いています。

原点に立ち返った昨年の京都総会に続いて、私たち連絡会は新しい道のりの第一歩をしるす第17回総会・交流会を、仮の義務付けや執行停止、さらには8月17日、生活保護廃止後の生活費をまかなうための年金担保を理由とした保護申請却下処分の取消が認められるなど、生活保護争訟において近年めざましい成果を上げている沖縄で、2011年11月12日（土）～13日（日）の2日間にわたって、沖縄大学にて開催します。

生活保護の「出番」の情勢にふさわしく、制度の正しい運用を進め、最後のセーフティーネットをどのように充実させていくのか、ともに議論しましょう。

社会保障審議会・生活保護基準部会は、厚生労働省曰く、生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施するための専門部会である。2011年4月に第1回が開催され、同年7月まで計4回、厚労省の資料説明と委員からの質疑・意見が述べられた。今後は、9～11月に各委員の研究成 果等の発表を経て、2012年11月頃平成21年全国消費実態調査等のデータを入手し生活保護基準の検証を開始、平成24年後半に報告書をまとめる予定とされている。

基準部会開催後の情勢と厚労省の姿勢

私が全国生存権裁判を支援する会らとともに本年2月厚労省と交渉した際、担当者は、「老齢加算の復活は現在考へる状況にない」旨の総理の国会答弁の内容を繰り返す一方、「私たちも高齢者の生活保護基準が全く今のままでよいとは考えていない」として生活保護基準部会の設置を明らかにした。この経緯に加え、平成19年の扶助基準切下阻止や母子加算復活等政治的勝利を重ねてきたことから、当初は基準部会が生活保護基準の抜本的改善の機会となることを期待した。しかし、厚労省は、被保護者が200万人突破という空前の事態にあり保護費が急増していることを強調し、また、3月の東日本大震災の発生によりその被害対策

一方、委員側は、岩田委員長代理をはじめ厚労省の説明をうのみにせず批判的である。以下、的確な質問・意見のいくつかを抜粋する。
①（厚労省が「その他世帯」の増加を強調し就労支援の強化を提案したのに對し）その他世帯は50代、60代が半数以上を占め、労働市場から見て就労が厳しい。
②（医療費の不正受給に関し）特異なケースなのか、制度的に対応しなければいけない領域なのかということは、電子レセプトで名寄せし検証してもらう。
③1類のさまざまな年齢別の問題や世帯人員が増えたときの乗数の問題の基本にあるのは栄養基準だが、それだけで見ていいいか。
④世帯モデルをいづれいくつもつて、後は増えた場合にどうするかということだけ考えていく方法がある。
⑤（老齢加算の廃止の経緯に關し）加算は、加算を含めた相対比較をするようなものなのかな。加算やすべての根拠に食費がある。マーケットバスケットがずっと続いている絶対基準。これが片方にありながら、相対比較を格差縮小以降取

社会保障審議会・生活保護基準部会
を傍聴して
新潟生存権裁判弁護団代表
士・社会福祉士 大澤 理尋

運営の交換

が国政の最重要課題とされたことなどから、現状は厳しい。

現に、厚労省は、基準部会の議論を基準削減の方に向に誘導する意図を明確にしている。その表れは、①平成19年「生活保護基準に関する検討会」で提出した「生活保護基準の見直し方針」(以下、「方針」という)である。

第四五号 一〇一一年九月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(一七五一)四一一二二二四四)

自立更生計画に計上し、収入認定期外とすることなどを内容とした通知を出した。この結果、相双福祉事務所における義援金問題については、とりあえず解決をみるとこととなつた。しかし、この福島県の通知後も、南相馬市は扱いを改めようとしなかつた。

連合会は南相馬市に現地調査に入り、福島県弁護士会や現地支援者らと協力して、当事者からの聞き取りによる実態調査を実施するとともに、南相馬市福祉事務所との意見交換を行つた。

同福祉事務所からは課長と係長が出席した。課長らは、日弁連との意見交換の中で、自立更生計画に関する説明に不十分な点があつたことを認めたものの、日弁連からの再度のやり直し要求に対しては、「困つたら来てくれば、再検討する。」などという無責任な発言を繰り返した。意見交換会の最後に、課長は「(やり直しについて)検討する」との発言をしたもの、「やり直す」との回答はどうとうなかつた。

けようとも、植えつけられた恐怖感を払しょくするのは至難の業なのである。そのため、弁護士から見れば明らかに違法と思える扱いに対しても、それを野放しにせざるを得ない困難な現実がこの地方にある。

今回、そのような中で、3世帯もの受給者が審査請求に立ち上がりつたということは非常に大きなことであつた。これは、日弁連という名の下に弁護士が全国から駆けつけ、当事者を勇気づけてくれたことが非常に大きいと思われる。

この闘いは、単に義援金問題に対する自治体の姿勢を改めさせるということを意味するのみならず、今まで違法が当たり前のようにまかり通っていた地方都市に、今後、違法は許されないとということを知らしめるという意味においてもきわめて重要な意味を持つ闘いになると思われる。

この問題に対する闘いは今までに始まつたばかりである。引き続き全国から暖かい応援を切にお願いしたい。

**文書提出命令大阪高裁却下決定と
今後の兵庫訴訟の展望**

弁護士 松山秀樹

文書提出命令 大阪高裁却下決定と 今後の兵庫訴訟の展望

は理由がなくなります。なお、母子計算の廃止の根拠とされた特別集計の信頼性がなかつたことは政府も認めているところですから、国が実施したことだから特別集計が信頼できるなどとは到底言えません。

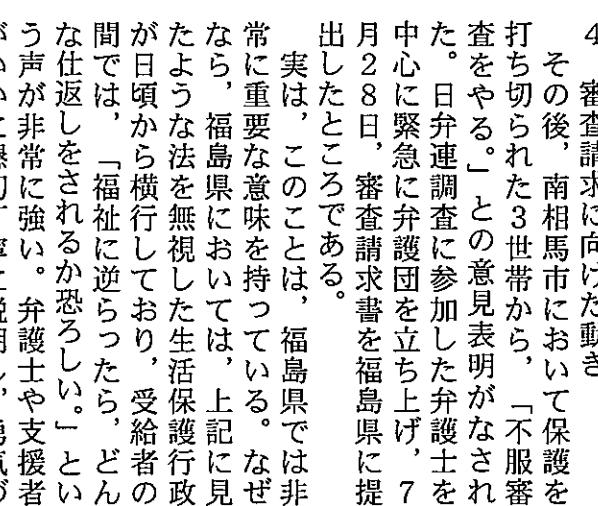
神戸地裁は、以上のような特別集計の信頼性を検証するには、厚労省が特別集計の基にした調査票データを提出させて、これを裁判で検討することが必要である、と判断したのであり、非常にもつともな判断です。

これに対して、大阪高裁は、老齢加算廃止処分の違法性を判断するために調査票データの提出を求めることが必要不可欠とまではいえない、と判断しました。大阪高裁がこのように判断した理由は、簡単に言つてしまえば、調査票データが無くても、既に原告は特別集計の合理性、その他老齢加算廃止の違法性を主張できているから調査票データが提出されなくても、老齢加算廃止処分の違法性は判断できる、というのです。確かに調査票データが無くても、裁判所が老齢加算を違法と判断できるといふなら、その提出を求める必要はないかもしれません。しかし、厚労省と被告が老齢加算廃止の唯一とも言つてよい根拠としているのが、特別集計なのですから、特別集計が信用できないとなれば、その他の点は問題とするまでもなく原告が勝訴できるはずであり、このような重要な証拠を調べずに他の争点の主張を原告ができるから文書提出命令は不要であるという大阪高裁の判断は明らかにおかしいのです。

兵庫訴訟弁護団は、大阪高裁決定に対して、文書提出命令の可否を最高裁で審理させるべく、直ちに不服申立の手続をとりました。

最高裁で更に逆転して文書提出命令を勝ち取ることは容易ではないかと知れませんが、勝算はあると考え

それは、厚労省や被告が特別集計をもつて老齢加算廃止の根拠として主張しているにもかかわらず、その特別集計の信頼性を検討するための基になるはずの調査票データを提出しないというのは、法律の理屈以前に非常識であり、万人を納得させるものではないと思うからです。調査票データの提出を拒んではいる国（厚労省も国の一機関です）は、既に調査票データを自分たちだけで利用して特別集計を行い、それを生存権訴訟で自分に有利な証拠として利用しているにもかかわらず、訴訟の当事者である原告にその検討の機会すら与えないのは不正義であり、不公正だからです。刑事案件でも検察庁が被告人に有利な証拠を隠すことがないのは、本件も同じように国は自己に有利に手許の資料を利用し、それによって不利益を被つた国民にはその資料を見せもしない、というのです。これは民事訴訟の目的である公正な審理、眞実の発見に反します。



審査請求に向けた動き

その後、南相馬市において保護を打ち切られた3世帯から、「不服審査をやる。」との意見表明がなされた。日弁連調査に参加した弁護士を中心緊急に弁護団を立ち上げ、7月28日、審査請求書を福島県に提出したところである。

実は、このことは、福島県では非常に重要な意味を持つている。なぜなら、福島県においては、上記に見たような法を無視した生活保護行政が日頃から横行しており、受給者の間では、「福祉に逆らつたら、どんな仕返しをされるか恐ろしい。」という声が非常に強い。弁護士や支援者がいかに懇切丁寧に説明し、勇気づ

生存權訴訟・青森訴訟報告

弁護士
2

4日に青森市の6名の原告、同

年9月7日に八戸市の1名の原告が提訴をして、老齢加算廃止の違憲・違法性を争っています。現在に至るまで15回の口頭弁論と2回の進行協議が開かれ、憲法論・貧困論・加算廃止に至る経緯・健康問題を含む原告らの生活実態等々、種々の論点にわたり当方と国側との論戦が行われてきました。

加えて、昨年から今年にかけて、厚労省が老齢加算廃止の根拠とした「全国消費実態調査」の調査票の提出が焦点の一つとなりました。原告らは2010年4月27日に平成11年度・16年度の「全国消費実態調査」の調査票について文書提出命令の申立をなし、提出の可否を巡って国との論争が続きましたが、青森地裁は2011年1月28日に文書提出命令の申立を却下しました。これに対しても原告らは即時抗告を申し立てましたが、残念ながら、仙台高裁は7月29日に抗告を棄却しました。文書提出の問題の一応の決着がついたことに伴い、今後、生存権裁判の青森訴訟は、証拠調べの段階へ入ることになります。

級地－1を100とした場合、最も低い3級地2は77・5となります。ところが、厚労省の「生活扶助基準に関する検討会」に出された資料によれば、一般世帯の消費支出額や生活扶助相当支出額については、1級地－1の地域と3級地－2の地域の較差は、現在では10ポイント程度しかありません。生活扶助相当支出額の半分近くを占める食費や光熱・水道費の地域較差も20年間で大幅に縮小し、とりわけ光熱・水道費については地域間で格差はほとんどなくなっています。今日では都市と地方の消費生活は相当程度平準化しており、消費支出の地域差は縮小しているのに、基準生活費の地域差は大きいままであり、2級地・3級地の被保護者はこの較差自体によつて非常に苦しい生活を余儀なくされているのです。このような2級地・3級地の高齢被保護者が、老齢加算廃止によって受けた影響は大都市部よりも深刻かもしれません。

気温平年値は、それぞれ $7\cdot9^{\circ}\text{C}$ 、 $1\cdot3^{\circ}\text{C}$ 、 $1\cdot2\cdot6^{\circ}\text{C}$ ）。青森県の高齢被保護者は、これまで老齢加算があつたために、どうにかやりくりをして冬の生活を維持してきたところ、老齢加算の廃止によつて冬も灯油代等を大幅に切り詰めなければならなくなつたのです。青森訴訟の原告らは、灯油代を節約するために、朝食を準備するガスの熱で暖をとる、ストーブをつける時間を限定する夜早く寝てしまう、日中も布団の中でじつとしている、などを余儀なくされています。このような生活は、寒冷・積雪地における「健康で文化的な生活」とは到底いえません。

社会福祉士事務所　いっぽいっぽ
沖縄県における生活保護支援の現状
繁澤多美

2009年8月に沖縄県で初めて
地域に事務所を抱える独立型社会福祉
士事務所「いっぽいっぽ」を開設し
ました。沖縄の生活保護支援をめぐ
る状況は、ここ数年で大きく変化し
てきていると思われます。沖縄県は、
立ち並ぶリゾートホテルや沖縄移住
ブームの一方で、基地依存の産業構
造の疲弊が顕在化し、県民所得、失業
率や離婚率も全国ワースト、多重債務
者数率も高いといわれ県民の生活
は、格差と貧困の中にさらされてい
るといつても言い過ぎではあります
ん。それは、これまで数十件寄せられ
ている「いっぽいっぽ」への相談のほ
とんどが「生活困窮」が理由であるこ
とからも明らかです。また、こうした
沖縄県の社会的背景から最近では、
「子どもの貧困」などを主たるテーマ

ことは、全国の生活保護訴訟の在り方で、本当に一石を投じることになつたのではないかと思います。

一方で、本来ならば、「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護の運用は「訴訟」にまで発展しない血の通つた運用を求めていかなければならぬとも思います。しかし、保護課の非常勤職員でさえも100ケース前後の担当を持つてゐるといふ過酷な労働実態を聞くにつれ、單に「行政との対立」を是とするのではなく、公的責任による環境整備を求めていく必要性を感じております。

沖縄県は、すでに述べましたように県民の生活が格差と貧困にさらされているために生活保護を求める者も非常に多くなつていますが、運用実態は大変厳しいものがあります。しかし、日本国憲法第25条で保障する生存権の理念にかなつた、本当に必要な人に保護が適用されることを心から願い、そしてそのため奮闘したいと思つています。

○111年1月28日は文書提出命令の申立を却下しました。これに對して原告らは即時抗告を申し立てましたが、残念ながら、仙台高裁は7月29日に抗告を棄却しました。文書提出の問題に一応の決着がついたことに伴い、今後、生存権裁判の青森訴訟は、証拠調べの段階へ入ることになります。

私たちちは、青森訴訟には、これまで地裁判決が出ている地域（東

り、灯油の使用に要する費用も全国的にみて非常に高くなっています。本県の1世帯あたり家庭用灯油使用量は全国2位であり、年間の灯油代は約13万円余りにのぼると推定されます（2006年調査）。さらに、冬期間は、暖房費のみではなく、交通費・防寒用品費用・除雪に関する費用などの支出も増えることとなります。青森県では、冬期加算として、11月から翌年3月まで、単身高齢者の場合月額2万2160円が加算されることになっています。しかし、この期間の灯油代支出は月平均1万7000円余りであり、灯油代以外の費用の増加も考慮すれば、冬期加算だけで冬期間の生活に対応できるとは到底いえません。しかも、本県では、冬期加算のない4月、5月、10月にも暖房費の支出が必要となるのです。（4月、5月、10月の青森市の平均



この事例の特徴は、詳細に生活実態を把握し明らかにしていくことで、これまで生活保護の「対象」とならなかつた人びとにも「仮の救済」の道を開いたことです。そして、その生活実態の把握と分析において私たち社会福祉士が関わりました。裁判自体は1年半に及ぶものでしたが、弁護士さんたちと連携し、ともに当事者を支えてきたことで勝訴につながった

A black and white line drawing of a dragonfly resting on a blade of grass. The dragonfly is positioned horizontally, facing left. It has large, prominent eyes and four long legs. The grass blade it is resting on is thin and slightly curved. In the background, there are several other blades of grass of varying heights.